

信頼されるクルマ販売を促進する



公取協ニュース

No.39
19.9.25

編集・発行

社団法人 自動車公正取引協議会

〒102-0093 東京都千代田区平河町1丁目9番地3号(京商ビル内)

TEL 03-3265-7975(代表) FAX 03-3265-7978

ホームページ <http://www.aftc.or.jp/>

改正規約の認定を申請 10月1日施行予定

10月以降全国各ブロックで説明会を開催

平 成19年度通常総会で承認を得た規約・規則の改正案については、公取委との調整を経て、8月28日付で認定・承認申請を行いました。改正規約・規則の施行は、10月1日の予定です。

改正規約に関する新車・中古車マニュアル（改訂版）に基づく説明会を、10月、11月にかけて全国10地区において開催します。（改正規約・規則のポイント及び説明会開催日程は、以下を参照）

新車規約マニュアル・中古車規約マニュアルについては、各1部500円で頒布しますので、各所属団体か当協議会までお問合せ下さい。

改正規約・規則の主なポイント

※改正のポイントはホームページでもご覧になれます

<新車>

- ①カタログに価格を表示する場合も広告と同様の必要表示事項を表示することを明確化
- ②「価格には諸費用等は含まれていない旨」、「メーカー希望小売価格は参考価格であり、販売価格は販売事業者が独自に定めている旨」等の付記説明を明りょうに表示することを義務付け
- ③燃費の表示を行う場合、「表示した数値は一定の試験条件での数値であり、実際の走行条件等により異なる旨」の付記説明を明りょうに表示することを義務付け

<中古車>

- ①広告に価格を表示する場合の必要表示事項に車台番号（下3桁以上）の表示を追加
- ②他社でメーターが交換された車両であっても、交換前後のキロ数等が記録簿等の帳票類で確認

でき、かつメーター交換シールが貼付されている車両はメーター交換車として表示できることとする

- ③店頭展示車に表示が義務付けられている特定の車両状態に、「走行距離数に疑義がある車両」及び「改ざんが判明した車両」を追加
- ④インターネットの通信販売広告には、店頭展示車と同様特定の車両状態の表示を義務付け
- ⑤残価設定ローン及び個人リース料金に関する表示を行う際の規定を新設
- ⑥走行距離の不当表示に対する違約金の最高額を初回100万円（改訂前50万円）以下、再違反500万円（改訂前100万円）以下に引き上げるとともに、修復歴に関する不当表示についても走行距離の不当表示に対する措置と同様に強化

改正規約説明会の開催日程

次頁のスケジュールにて改正規約説明会を開催しますので、出席を希望される方は、所属団体又

は当協議会までご連絡下さい。(既に所属団体を通じて出席のご連絡をされた場合は、再度ご連絡していただく必要はありません)

なお、当日は参加費用として新車・中古車それ

ぞれ1,000円必要となります。(領収書を発行します)

また、車でお越しの場合、会場によっては駐車場のスペースが限られている場合もありますので、事前にご確認の上お越し下さい。

平成19年度 改正規約等に関する説明会 開催日程・会場

日 時	対象地区	開催地	会 場
10月11日(木) ＜新 車＞13:00～14:30 ＜中古車＞15:00～16:30	【中国ブロック・1】 岡山 広島 山口	広 島	ホテルセンチュリー21広島 082-263-3111 広島市南区的場町1-1-25 ＜新 車会場＞ 2階「フォルザ(東)」 ＜中古車会場＞ 2階「フォルザ(西)」
10月12日(金) ＜新 車＞13:00～14:30 ＜中古車＞15:00～16:30	【中国ブロック・2】 鳥取 島根	米 子	米子コンベンションセンター 0859-35-8111 米子市末広町294 ＜新 車会場＞ 5階「第5会議室」 ＜中古車会場＞ 5階「第6会議室」
10月12日(金) ＜新 車＞13:00～14:30 ＜中古車＞15:00～16:30	【北海道ブロック】 札幌 室蘭 旭川 函館 帯広 北見 釧路	札 幌	札幌アスペンホテル 011-700-2111 札幌市北区北8条西4-5 ＜新 車会場＞ 2階「アスペンA」 ＜中古車会場＞ 2階「アスペンA」
10月25日(木) ＜新 車＞13:00～14:30 ＜中古車＞15:00～16:30	【関東・甲信越ブロック】 新潟 長野 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨	東 京	グランドアーク半蔵門 03-3288-0111 千代田区隼町1番1 ＜新 車会場＞ 3階「華の間」 ＜中古車会場＞ 3階「華の間」
11月1日(木) ＜新 車＞13:00～14:30 ＜中古車＞15:00～16:30	【九州ブロック】 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	福 岡	ホテルセントラーザ博多 092-461-0111 博多区博多駅中央街4-23 ＜新 車会場＞ 3階「花筐の間」 ＜中古車会場＞ 3階「花筐の間」
11月2日(金) ＜新 車＞13:00～14:30 ＜中古車＞15:00～16:30	【四国ブロック】 徳島 香川 愛媛 高知	高 松	高松国際ホテル 087-831-1511 高松市木太町2191-1 ＜新 車会場＞ 新館1階「栗林の間」 ＜中古車会場＞ 本館2階「玉藻の間」
11月2日(金) ＜新 車＞13:00～14:30 ＜中古車＞15:00～16:30	【東北ブロック】 青森 岩手 宮城 福島 秋田 山形	仙 台	メルパルク SENDAI 022-792-8111 仙台市宮城野区榴丘5-6-51 ＜新 車会場＞ 2階「雪月の間」 ＜中古車会場＞ 5階「広瀬の間」
11月8日(木) ＜新 車＞13:00～14:30 ＜中古車＞15:00～16:30	【北陸ブロック】 富山 石川 福井	金 沢	金沢エクセルホテル東急 076-231-2411 金沢市香林坊2-1-1 ＜新 車会場＞ 5階「ボールルームC」 ＜中古車会場＞ 5階「ボールルームB」
11月8日(木) ＜新 車＞13:00～14:30 ＜中古車＞15:00～16:30	【近畿ブロック】 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	大 阪	新梅田研修センター 06-4796-3371 大阪市福島区福島6-22-21 ＜新 車会場＞ 3階「305ホール」 ＜中古車会場＞ 3階「305ホール」
11月9日(金) ＜新 車＞13:00～14:30 ＜中古車＞15:00～16:30	【東海ブロック】 岐阜 静岡 愛知 三重	名古屋	名鉄グランドホテル 052-582-2211 名古屋市中村区名駅1-2-4 ＜新 車会場＞ 11階「柏の間」 ＜中古車会場＞ 11階「柏の間」

今後の規約普及活動等について

当協議会では、10月1日の改正規約施行を踏まえ、平成19年10月から12月までの3ヵ月間を改正規約の周知期間とし、本ニュースや業界紙・誌における周知のほか、ブロック毎・地区毎に会員や、広告代理店等を対象とした説明会を開催するなど、改正規約の普及活動を展開します。(中販連関係については、各地区指導環境委員会を中心

とした普及促進を図るため、指導環境委員長等を対象とした研修会を10月以降開催予定)

これに伴い、周知期間中の改正規約に関する違反については、改善を主眼とした指導を行います。ただし、走行距離の不当表示に対する違約金(反復継続性が認められる等の悪質な事案や不当表示の再違反)については、改正規約に基づき対応することとします。

平成19年度の一般消費者向け広報PR計画が決定

ホームページのリニューアルや朝日新聞一面への雑報広告掲載、中古車情報誌への広告掲載、店頭ポスターの配布など各種PR活動を展開

平 成19年度の広報PR計画が決定しました。今回のPRは、昨年に引き続き「このマークのお店は、適正表示で安心をお届けします」をキーワードに一般消費者向けPRを実施します。会員の皆さんは、会員証や会員ステッカー等を店頭の目立つところに貼付するとともに、会員店PRポスターを貼付するなど、積極的に会員であることをPRして下さい。また、既に公開している会員店検索システム（消費者の方々がパソコンや携帯電話から当協議会のホームページにアクセスし、会社名・住所などのキーワードを入力すると、そのキーワードから会員店の検索ができるシステム）についてのPRも実施します。

平成19年度の広報PR計画の内容

- ①朝日新聞(朝刊)一面に公取協PRのための雑報広告(一面の記事中7cm×3.2cmの広告)を掲載
 期間：平成19年10月から平成20年3月までの間に月1回のペースで掲載
 10月については、10月14日(日)の朝刊(全国版)に掲載予定
- ②中古車情報誌への会員店PR広告の掲載

◆カーセンサー

掲載版(発売日)	掲載場所
北海道版(10月18日)	ボイス対向面
関東版(10月18日)	目次対向面
〃(11月15日)	目次対向面
東海版(10月25日)	表4
関西版(10月18日)	目次対向面
〃(11月15日)	目次対向面
九州版(10月25日)	目次対向面

◆Goo

掲載版(発売日)	掲載場所
北海道版(11月22日)	目次対向面
東北版(11月15日)	目次対向面
北関東版(11月8日)	表4
首都圏版(11月1日)	目次対向面
静岡版(11月9日)	目次対向面
東海版(11月21日)	表4
関西版(11月22日)	目次対向面
中国版(11月24日)	目次対向面
九州版(11月1日)	表4
中・南九州版(11月10日)	目次対向面

- ③公取協ホームページによるPR

今回のPRに合わせて、ホームページをリニューアル。引き続き、一般消費者がパソコン

や携帯電話から、会社名(販売店名)や住所などのキーワードを基に会員店検索ができるシステムをPRします。

パソコン：<http://www.aftc.or.jp/>

携帯：<http://www.aftc.or.jp/m/>

また、10月1日から12月末までホームページ上で、消費者がクルマやバイクを購入する際にどのような情報を参考にしているか、またクルマ・バイクの広告に対しどのような意見を持っているかなど、今後の規約運用や活動の参考にするため、アンケートを募集します。回答者の中から抽選で300名にクオカード(500円分)をプレゼントする予定です。

- ④PRリーフレットの作成・配布

公正競争規約の内容や自動車公正取引協議会の概要等を紹介したPRリーフレットを作成、会員証やステッカーを掲載することで、会員店PRも行います。

- ⑤PRポスターの配布

キャッチコピー：「このマークのお店は、適正表示で安心をお届けします」

※本年1月に配布したポスターと同じ内容のものです。

会員の皆さんの中で送付を希望される方は当協議会までご連絡下さい。



10～12月に適正表示推進キャンペーンを実施

会員の皆さんはセルフチェックを行う等、適正表示に努めて下さい

当 協議会では、10月以降一般消費者向けの各種PR活動を展開しますが、本年度はそのPRに合わせて、「適正表示推進キャンペーン」を実施します。このキャンペーンは各社における適正表示への意識を高めることを目的として実施するものです。当協議会のホームページから店頭表示のチェックポイントや規約遵守状況のチェックを行うための調査票をダウンロード、自分のお店の表示が規約に沿った表示を行っているかをチェックするものです。「規約で定める表示項目＝クルマ選びに必要な不可欠で基本的な情報」を消費者にわかりやすく提供することは、消費者から信頼を得られるお店作りを行う第一歩であり、コンプライアンスの徹底にもつながるものです。この機会に皆さんも是非自分のお店の表示が規約通りの表示となっているか確認しましょう！ ホームページには、新車、中古車、大型車の価格表示のチェックポイントも掲載していますので、是非ご活用下さい。

URL : <http://www.aftc.or.jp/>

中古車の広告宣伝を行う際のチェックマニュアルを作成

中古車の支払い総額表示や二重価格表示の考え方を明確化

当 協議会では、昨年実施した中古車の新聞・チラシ広告の表示状況を踏まえ、中古車の広告宣伝を行う際のチェックマニュアルを作成しました。昨年の調査では、調査対象2,106件のうち規約通りの表示がされていたのは11件のみで、その他の広告には何らかの規約違反が見られました。

規約違反の内容は、整備実施の有無や保証の有無、修復歴の有無に関する表示もれなど必要表示事項の表示もれの他、新車の写真を掲載しながらそれとは異なる中古車の価格を表示した写真と販売価格の不一致や新車価格等を比較対照とした二重価格表示、登録済未使用車について「0km」、「未走行」等と表示したものなど、不当表示に該当するおそれのある表示も見られました。

今回のチェックマニュアルでは、この調査結果を踏まえ、実際の規約違反事例を基に、問題点やチェックポイント、正しい表示例を掲載したほか、実際の広告制作の際のチェックリストを作成するなど分かりやすく解説しています。また、支払い総額を表示する場合の注意点や不当な二重価格表示の考え方などについても明確化しています。

今後はこのマニュアルに基づく説明会を改正規約の説明会と併せて全国各ブロックで開催します。会員の皆さんは取引のある広告代理店等にも説明会への参加を広く呼びかけ、適正表示への協力をお願いして下さい。(中販連関係の方々への展開については、各地区中販連支所の指導環境委員長等を対象とした会議を通じて、会員事業者への普及指導を展開していきます) また、本マニュアルについては、1部180円で頒布しますので、各所属団体が当協議会までお問い合わせ下さい。



平成18年度の消費者相談受付件数は5,968件

四輪関係は5,393件でそのうち中古車の相談が69.3%

当 協議会で受付けた平成18年度の消費者相談受付状況がまとまりましたので、主なポイントをご紹介します。詳細については当協議会のホームページにも掲載しています。

1. 相談受付件数・取引形態の内訳

平成18年度に当協議会で受付けた消費者相談受付総件数は5,968件で、前年度の6,272件を下回った（4.9%減）。【表1】

その内訳は、新車関係が966件（16.2%）、中古車関係が4,093件（68.6%）、その他（下取車、買い取り、整備関係を含む）が909件（15.2%）であった。【表2】

【表1】

年 度	総 件 数
18 年 度	5,968
17 年 度	6,272
16 年 度	6,004

【表2】

内 訳	件 数	比 率
新 車	966	16.2%
中 古 車	4,093	68.6%
下 取 車	137	2.3%
買 い 取 り	295	4.9%
整 備 関 係	216	3.6%
そ の 他	261	4.4%
合 計	5,968	100.0%

2. 四輪車・二輪車別の相談件数

相談受付件数5,968件のうち、四輪車に関する相談は5,383件（90.2%）、二輪車に関する相談は449件（7.5%）、その他が136件（2.3%）であった。四輪車関係の5,383件のうち5,274件（98.0%）が苦情・相談、109件（2.0%）が問い合わせで、二輪車関係の449件のうち426件（94.9%）が苦情・相談、23件（5.1%）が問い合わせであった。

①四輪車関係の苦情相談

四輪車関係の苦情相談5,274件（89.0%）について、取引形態の内訳は、新車関係が877件（16.6%）、中古車関係が3,670件（69.6%）、その他（下取車、買い取り、整備関係を含む）が727件（13.8%）であった。【表3】

【表3】四輪車関係の苦情相談

内 訳	件 数	比 率
新 車	877	16.6%
中 古 車	3,670	69.6%
下 取 車	131	2.5%
買 い 取 り	280	5.3%
整 備 関 係	191	3.6%
そ の 他	125	2.4%
合 計	5,274	100.0%

相談を内容別に見ると、新車関係及び中古車関係ともに「品質・機能」に関する内容が最も多く、新車関係が約51%、中古車関係が約50%で、それぞれ相談の半数を占めている。これに次いで、新車関係では「契約・取引方法」に関する内容が約25%、「キャンセル」が約16%、中古車関係では「キャンセル」が約22%、「契約・取引方法」が約20%という状況である。【表4、表5】

【表4】新車関係の内訳

相談内容	件 数	比 率
品質・機能	448	51.1%
契約・取引方法	222	25.3%
キャンセル	143	16.3%
付帯費用	15	1.7%
そ の 他	49	5.6%
合 計	877	100.0%

【表5】中古車関係の内訳

相談内容	件 数	比 率
品質・機能	1,847	50.3%
契約・取引方法	742	20.2%
キャンセル	803	21.9%
付帯費用	120	3.3%
そ の 他	158	4.3%
合 計	3,670	100.0%

②二輪車関係の苦情相談【表6】

二輪車に関する相談は449件（7.5%）で、二輪車関係は前年度の350件（5.6%）から99

件（28.3%）増加している。449件のうち426件（94.9%）が苦情・相談、23件が問い合わせであった。

二輪車関係の取引形態の内訳では、新車関係が71件（15.8%）、中古車関係が327件（72.8%）、その他（買い取り、整備関係を含む）が51件（11.4%）であった。なお、新車・中古車の割合は前年度とほぼ同様であった。

【表6】二輪車関係の受付件数

内 訳	件 数	比 率
新 車	71	15.8%
中 古 車	327	72.8%
買 い 取 り	7	1.6%
整 備 関 係	18	4.0%
そ の 他	26	5.8%
合 計	449	100.0%

新車関係の相談内容の詳細を見ると、「品質・機能」では、すべて「不調・故障」が占め、「契約・取引方法」では「契約と内容が異なる」、「キャンセル」では「消費者からの申し出」が、その大半を占めている。

中古車関係の相談内容の詳細を見ると、「品質・機能」では「不調・故障」が約77%を占める一方、「走行距離の疑義」が約12%、「修復歴の疑義」が約9%を占めている。「契約・取引方法」では「契約と内容が異なる」が約85%を占め、「キャンセル」では「消費者からの申し出」が約95%を占めている。

懸賞によらないで提供する景品類の最高額の変更について 総付景品告示の一部改正に伴う変更

公 正取引委員会が、一般消費者に対して懸賞によらないで提供する景品類（以下「総付景品」という）について、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第5号）を一部改正したことに伴い、自動車業における総付景品の最高額についても変更となっていますのでお知らせします。（総付景品には、購入を条件として提供する場合は、来店者全員に提供する場合も含まれます）

◆総付景品告示の一部改正の概要

取引価額	総付景品の最高額	
	改正前	改正後
1,000円未満	100円	200円
1,000円以上	取引価額の10分の1	取引価額の10分の2

◆自動車業における総付景品の最高額

	取引価額	総付景品の最高額	
		変更前	変更後
来場者にもれなく提供	取引価額を3万円程度とみなす	取引価額×10% ⇒3,000円	取引価額×20% ⇒6,000円
購入者にもれなく提供	購入商品の価格が1,000円未満	100円	200円
	購入商品の価格が1,000円以上	取引価額×10%	取引価額×20%

この度、広告関係事業者2社（株）デルフィス、（株）ホンダコムテック）から、公正競争規約の趣旨に賛同し、賛助会員として入会したい旨の申し込みがあり、「賛助会員入会規程に基づく広告関係事業者の入会に関する細則」に基づき、入会が承認されました。今後は広告表示の適正化を促進するための事業について協力をお願いしていきます。

二輪車会員販売店822店舗を品質評価実施店として認定

ステッカーの配布、情報誌やホームページでPRを実施

当 協議会では、中古バイクの品質評価の普及促進を図るため、NMCA二輪車協会、全国オートバイ協同組合連合会、日本二輪車オークション協会の3団体から推薦のあった会員販売店822店を品質評価実施店として認定、消費者向けPRを実施しています。店頭で品質評価実施店であることが一目で分かるように「品質評価実施店ステッカー」を配布したほか、当協議会のホームページにおいて中古バイクの品質評価の解説を行うとともに、会員検索システムの検索結果画面でも「品質評価実施店マーク」が表示できるようにしました。併せて、6、7、8月発行のバイク情報誌に「中古バイクの品質 知らずに購入できますか？」をキャッチコピーにした広告を掲載、品質評価実施店のPRを実施しました。

第1回二輪車走行メーター問題特別対策部会を開催

公正取引委員会からの要望を受け、走行距離計の巻き戻し等による不当表示を抜本的に解決するための方策について検討

平 成19年9月14日に第1回の二輪車走行メーター問題特別対策部会が開催されました。この特別対策部会は、公正取引委員会が平成18年10月に大阪市の中古二輪自動車販売業者に対して行った景品表示法に基づく排除命令をきっかけとして、当協議会に対し走行距離計の巻き戻し等による不当表示を根本的に解決するための方策の検討を行うこと等について要望が出されたことを受けて設置されたものです。この会議には、二輪車委員会で承認された「走行メーター問題特別対策部会設置要領」に基づき、メーカー、販売店、適正表示推進委員会、オークション関係、用品関係、関係団体及び公取協から選出された委員が出席し、走行メーター問題特別対策部会における未然防止策についての今後の検討の進め方等について検討が行われました。今後は部会の下部組織として、ワーキンググループを設置、具体的な検討を進めて行く予定です。

会員向けにIDとパスワードを発行

当 協議会では、会員への積極的な情報提供を行うため、ホームページを活用した情報提供をこれまで以上に充実していきます。その一環として、ホームページに会員専用ページを開設、会員向けにIDとパスワードを発行して、会員の皆さんの日頃の業務の利便性を向上させます。具体的には、会員は公取協マークの入っているプライスボード等をダウンロードして活用できるようにするなどの対応を行っていきます。

IDとパスワードの発行を希望される会員の方は、当協議会のホームページ (<http://www.aftc.or.jp/>) の「会員店専用」より「ID・パスワード発行」ページにアクセスして手続きを行ってください。手続きの際には、当協議会に登録されている「会員番号・会社名(屋号名)・電話番号」の入力および「電子メールアドレス・URL」の登録が必要となります。(会員番号は、入会時に送付している会員認定証に記載されています)